

簡易公募型プロポーザル方式による提案書募集に関する公表

次のとおり提案書を募集します。

令和6年11月8日

足立区長 近藤 弥生

1 業務概要

（1）業務名

S S R（不登校未然防止の為のスマール・ステップ・ルーム）空間創造委託

* S S Rとは、学級に入りづらいと感じた生徒が、ソファや観葉植物等が設置され、心を落ち着かせることのできる空間で、自分に合ったペースで学習・生活できる教室のこと。

（2）業務目的

生徒達が安心して、落ち着いて過ごすことができるS S Rを全ての中学校に段階的に整備し、多様な対策に関わらず増加傾向にある不登校を未然に防ぐ。

利用する生徒達が安心して、落ち着いて過ごすことができる空間を創ることを目的とし、委託事業者選定にあたる。なお、区として特に以下の点に留意する。

- ① 生徒が学校における自分の居場所として、落ち着き、安心して過ごせる空間であるか
- ② 各部屋の形状、その他の諸条件に適うものであるか
- ③ コストは妥当であるか

（3）業務内容

区内中学校6校のS S R空間創造委託。

ア S S R設置校（6校）

足立区立第五中学校、足立区立第十二中学校、足立区立新田中学校、
足立区立鹿浜菜の花中学校、足立区立東島根中学校、足立区立西新井中学校

イ S S R設置校の現地確認

各校のS S Rに転用する部屋を現認し、各部屋の広さ、形状、その他の諸条件（例えば採光、プライバシーの確保や、固定棚の有無等）を確認する。

*現在、各部屋には机等が置かれているが、固定棚等を除き、全て撤去したうえで、今回新たに調達する家具等を設置する。なお、学校が引き続き活用を希望する物品がある場合については、別途、通知する。

ウ 各校S S Rのレイアウト案の作成

現認した部屋の状況等を踏まえ、配置する物品、置き場所等のレイアウト案を作成し、教育指導課に提示する。空間には「個別学習」、「共同作業」、「リラックス」の3つの要素を配することとする。またその際、所要額、調度品の一覧表（メーカー、品名、型番、耐用年数を明記のこと）を合わせて提示する。

エ レイアウト案の修正

教育指導課、学校と協議し、必要に応じてレイアウト案を修正し、所要額と共に再提示する。

オ 審査委員会の事務資料作成

審査委員会実施に係る資料等を作成する。

カ 審査委員会への出席

審査委員会に出席し、空間創造案を説明し、質疑に応じる

キ 空間創造

選定された事業者は、指定された期日までに、指定場所にて物品の配置、装飾、ほか空間創造作業を行う。作業終了後、部屋の写真を撮影し、教育指導課に送付する。

ク 完了検査への立ち合い

ケ 修正協議と修正作業

現地検査後、必要に応じ、空間の修正について協議し、修正作業を行う。

(4) 履行期間

契約確定日から令和7年5月7日

2 提案限度価格等

(1) 提案限度価格

4, 860, 000円（消費税込）

※ この金額を上回った場合はその時点で失格とする。

(2) 最低制限価格

なし

3 資格要件、選定基準及び評価基準

(1) 提案書の提出者に要求される資格要件

ア 当該業務における足立区での競争入札参加資格を有していること。なお、足立区での競争入札参加資格を有しない者は、以下に掲げる書類を提出すること。

- a 履歴事項全部証明書（登記簿謄本、発行後3か月以内のもの。参加者が法人の場合に限る。）
- b 営業所表（標準様式第5号）
- c 委任状（標準様式第6号。対象業務において代理人を置く場合に限る。）
- d 身分証明書及び登記されていないことの証明書（成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がないことの証明書で、発行後3か月以内のもの。参加者が個人の場合に限る。）
- e 住民票の写し（発行後3か月以内のもの。参加者が個人の場合に限る。）

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の1第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。

ウ 公表日以後に足立区競争入札参加停止及び指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている期間がないこと。

エ 国若しくは他の自治体から入札参加停止及び指名停止の措置を受けていないこと。

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法または日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体に属する者が実質的に経営に関与し、または当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体および警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者またはこれに準ずる者として、区長に対し、区発注の契約について排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

キ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に定める無差別大量殺人行為を行った団体またはこれら団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体に属する者が実質的に経営に関与している者または当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。

ク 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと。

ケ 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。

コ インテリア関係の有資格者（インテリアコーディネーター、インテリアデザイナーなど）が自社に在籍、または有資格者と契約していること。

(2) 提案書の提出者が、契約締結までの間に上記（1）の資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。また、提出された書類に虚偽があった場合についても、同様とする。

(3) 提案書を特定するための評価基準

下表の通り。なお、提案書特定時、ヒアリングまたはプレゼンテーション等を実施する。

評価項目	評価の視点	評価配分	指 標
業務遂行能力	従事する人員の質や体制などは妥当か	10%	業務の実施体制
提案内容の的確性	生徒が落ち着き、安心できる空間であるか	35%	部屋全体の雰囲気
	各部屋の形状、その他の諸条件に適うものであるか。家具配置等に係る安全に配慮されているか	20%	創意工夫があり内容は妥当か
	レイアウト校正の過程、調度品搬入手順は妥当か	10%	実施フロー又は工程表の妥当性
コスト	コストは妥当か	10%	提案見積価格
法令遵守	個人情報保護、ほか契約履行に関する対策を講じているか	5%	各種内規の内容は妥当か
説得力	説明に説得力があるか 論理的か	10%	ヒアリング内容(プレゼンテーション等) プレゼン等における説明能力や業務への意欲、論理性、態度、資料の正確性等について
協調性	冷静に議論できるか		
資料調製力	打合せ資料・報告書が分かり易いか、誤字・脱字は少ないか		
合 計		100%	
加 点	業者及び業務の条件	合計点に以下を加点(%)	
	区内に本店があり、対象業務が区内である	5%	
	区内に本店があり、対象業務が区外である	4%	
	区内に支店があり、対象業務が区内である	3%	
	区内に支店があり、対象業務が区外である	2%	

4 手続き等

(1) 担当課

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1

足立区 教育指導部 教育指導課 教育指導係

【担当】加藤、草野

【電話】03-3880-5974

【FAX】03-3880-5606

【Eメールアドレス】kyo-sidou@city.adachi.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所および方法

ア 交付期間 令和6年11月8日(金)から令和6年12月4日(水)午後5時まで

イ 交付場所 4(1)に同じ。

ウ 交付方法 希望者に直接交付する。

(3) 参加表明書及び提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和6年12月5日(木) 午後5時まで

イ 提出場所 4(1)に同じ。

ウ 提出方法 書類を持参

5 その他

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、提案書を提出することができないものとする。
- (2) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び提案書を無効するとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (4) 提出された参加表明書は返却しない。
- (5) 特定されなかった場合に、提案書の返却を希望する者は、その旨を提案書提出の際に申し出るものとする。返却を希望する申出がない場合は、返却要請の意志がないものとみなす。なお、提出された参加表明書及び提案書は、提出者に無断で使用しない。
- (6) 提出期限以降における参加表明書及び提案書の差換え及び再提出は認めない。
- (7) 被特定者が失格し、又は正当な理由がなく契約締結を辞退したことにより区に損害を与えた場合には、損害賠償を請求する場合がある。
- (8) 被特定者が正当な理由がなく契約締結を辞退した場合は、区長はプロポーザル参加資格を停止する措置を行うことがある。あわせて、指名停止措置を行うことがある。